

五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融先物取引所</p> <p>第一節 総則（第三条―第九条の六）</p> <p>第二節 金融先物会員制法人及び金融先物市場を開設する株式会社</p> <p>第一款 金融先物会員制法人</p> <p>第一目 設立（第九条の七―第十六条）</p> <p>第二目（第六目（略））</p> <p>第二款 金融先物市場を開設する株式会社</p> <p>第一目 総則（第三十四条の十九―第三十四条の二十七）</p> <p>第二目 主要株主（第三十四条の二十八―第三十四条の三十―三）</p> <p>第三目 金融先物取引所持株式会社（第三十四条の三十四―第三十四条の五十二）</p> <p>第三節 取引所金融先物取引等（第三十四条の五十三―第四十六条）</p> <p>第四節（第六節（略））</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融先物取引所</p> <p>第一節 総則（第三条―第九条の四）</p> <p>第二節 金融先物会員制法人及び金融先物市場を開設する株式会社</p> <p>第一款 金融先物会員制法人</p> <p>第一目 設立（第九条の五―第十六条）</p> <p>第二目（第六目（略））</p> <p>第二款 金融先物市場を開設する株式会社の特例（第三十四条の十九―第三十四条の二十七）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節 取引所金融先物取引等（第三十四条の二十八―第四十六条）</p> <p>第四節（第六節（略））</p>

第三章 外国金融先物取引所

第一節 総則（第五十五条の二―第五十五条の六）

第二節 監督（第五十五条の七―第五十五条の十二）

第四章 金融先物取引業

第一節 許可等（第五十六条―第六十五条）

第二節 業務（第六十六条―第七十四条）

第三節 監督（第七十五条―第八十四条）

第四節 金融先物取引業協会（第八十五条―第九十条）

第五章 金融先物清算機関（第九十条の二―第九十条の二十二）

第六章 雑則（第九十一条―第九十三条）

第七章 罰則（第九十四条―第一百五条）

第八章 犯則事件の調査等（第一百六条―第二百二十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券を除く。）

258 （略）

9 この法律において「金融先物取引所持株式会社」とは、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認

第三章 金融先物取引業

第一節 許可等（第五十六条―第六十五条）

第二節 業務（第六十六条―第七十四条）

第三節 監督（第七十五条―第八十四条）

第四節 金融先物取引業協会（第八十五条―第九十条）

第四章 金融先物清算機関（第九十条の二―第九十条の二十二）

第五章 雑則（第九十一条―第九十三条）

第六章 罰則（第九十四条―第一百五条）

第七章 犯則事件の調査等（第一百六条―第二百二十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券を除く。）

258 （略）

（新設）

可を受けた者をいう。

10 この法律において「外国金融先物取引所」とは、第五十五条の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

11 15 (略)

(免許審査基準)

第五条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の三十一第一項の規定により第三十四条の二十八第一項若しくは第四項ただし書の認可を取り消され、第三十四条の四十三第一項の規定により第三十四条の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は第三十四条の四十九第一項の規定により第三十四条の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 役員のうち次のイからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項ただし書の認可若

(新設)

9 13 (略)

(免許審査基準)

第五条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

二 役員のうち第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

しくは第三十四条の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第三十四条の三十一第一項若しくは第三十四条の四十三第一項の規定により認可を取り消された場合又は金融先物取引所持株会社が第三十四条の四十九第一項の規定により第三十四条の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融先物取引所持株会社の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 主要株主が第三十四条の三十一第一項又は第三十四条の四十三第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ 第三十四条の四十九第二項の規定により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

三 (略)

(子会社の範囲)

第九条の二 金融先物取引所は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金融先物市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる。

2 前項の「子会社」とは、金融先物取引所がその総株主又は総社員  
の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二

三 (略)

(新設)

第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融先物取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融先物取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、金融先物取引所の子会社とみなす。

(仮理事、仮取締役等)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 商法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項及び第二百八十条第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。))第二十一条の九第六項、第二十一条の十四第七項第五号及び第二十一条の十五第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社金融先物取引所には、適用しない。

(内閣総理大臣の嘱託登記)

第九条の四 (略)

(秘密保持義務)

(仮理事、仮取締役等)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項及び第二百八十条第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。))第二十一条の九第六項、第二十一条の十四第七項第五号及び第二十一条の十五第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社金融先物取引所には、適用しない。

(内閣総理大臣の嘱託登記)

第九条の三 (略)

(秘密保持義務)

第九条の五 (略)

(差別的取扱いの禁止)

第九条の六 金融先物取引所は、特定の会員等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第二節 金融先物会員制法人及び金融先物市場を開設する株式会社

株式会社

第一款 金融先物会員制法人

第一目 設立

(法人格)

第九条の七 (略)

(定款)

第十一条 発起人は、金融先物会員制法人の定款を作成し、これに次に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

一～四 (略)

五 会員等の資格、加入及び脱退に関する事項

六 会員等のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

七～十六 (略)

第九条の四 (略)

(新設)

第二節 金融先物会員制法人及び金融先物市場を開設する株式会社

株式会社

第一款 金融先物会員制法人

第一目 設立

(法人格)

第九条の五 (略)

(定款)

第十一条 発起人は、金融先物会員制法人の定款を作成し、これに次に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

一～四 (略)

五 会員の資格、加入及び脱退に関する事項

六 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

七～十六 (略)

2 (略)

(創立総会)

第十二条 (略)

2 (略)

3 発起人及び会員になろうとする者で第九十条の二十一第二項の規定により損失を負担するものは、創立総会の開会までに、書面によりその旨を明らかにしなければならない。

4 5 7 (略)

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 法人(外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。)でない者

二 第五十三条第一項若しくは第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第三条の免許若しくは第九十条の二の免許を取り消され、第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消され、若しくは第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の免許若しくは許可(当該免許又

2 (略)

(創立総会)

第十二条 (略)

2 (略)

3 発起人及び会員になろうとする者で第四十条第二項の規定により損失を負担するものは、創立総会の開会までに、書面によりその旨を明らかにしなければならない。

4 5 7 (略)

(会員の欠格事由)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 法人でない者

二 第五十三条第一項若しくは第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第三条の免許若しくは第九十条の二の免許を取り消され、若しくは第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。第五号へにおいて「免許等」という

は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 (略)

四 第五十四条第一項の規定若しくは第五十五条の十二の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令(これらに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。次号ト及びリにおいて同じ。)により除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない法人

五 役員、国内における代表者(外国法人の国内における代表者をいう。以下同じ。)又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ(略)

ホ 金融先物取引所が第五十一条若しくは第五十三条第一項の規定により第三条の免許を取り消された場合、金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許を取り消された場合、金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合又は外国金融先物取引所が第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員(外国金融先物取引所にあつては、国内における代表者を含む。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

へ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国におい

取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 (略)

四 第五十四条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。次号リにおいて同じ。)により除名され、その除名の日から五年を経過しない法人

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ(略)

ホ 金融先物取引所が第五十一条若しくは第五十三条第一項の規定により第三条の免許を取り消された場合、金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合又は金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物清算機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

へ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国におい



て受けている第三条若しくは第九十条の二の免許、第五十六条の許可又は第五十五条の二第一項の認可と同種の免許、許可又は認可（当該免許、許可又は認可に類する登録その他の行政処分を含む。以下この号において「免許等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ト 第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第二項、第五十五条の十一第二項、第七十九条第二項若しくは第九十条の十九第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ 金融先物取引所の会員等が第五十四条第一項の規定による命令により除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をされた場合又は外国金融先物取引所の外国金融先物取引所参加者（第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下この号において同じ。）が第五十五条の十二の規定による命令により取引資格の取消しをされた場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該会員等若しくは外国金融先物取引所参加者の役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

て受けている第三条若しくは第九十条の二の免許又は第五十六条の許可と同種の免許等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ト 第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第二項、第七十九条第二項若しくは第九十条の十九第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。）により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ 金融先物取引所の会員等が第五十四条第一項の規定による命令により除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をされた場合において、その除名の日前三十日以内に当該会員等の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないもの

リ 第五十四条第一項の規定若しくは第五十五条の十二の規定に相当する外国の法令の規定による命令により除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者（当該除名され、又は取り消された者が法人である場合においては、当該除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

（役員を選任等）

第三十条（略）

2（略）

3 第五条第二項第二号イからニまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

4（略）

（認可基準）

第三十四条の十五（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の役員のうち第五条第二項第二号イからニまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

リ 第五十四条第一項の規定に相当する外国の法令の規定による命令により除名され、その除名の日から五年を経過しない者（当該除名された者が法人である場合においては、当該除名の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないものを含む。）

（役員を選任等）

第三十条（略）

2（略）

3 第十九条第五号イからリまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

4（略）

（認可基準）

第三十四条の十五（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の役員のうち第十九条第五号イからリまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等)

第三十四条の十六 次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第三十四条の九第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第三十四条の十二第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

2 (略)

第二款 金融先物市場を開設する株式会社

第一目 総則

(定款)

第三十四条の十九 (略)

(議決権の保有制限)

第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。)の百分の五十を超える議決権(取得又は保有の態様その他の

二 (略)

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等)

第三十四条の十六 次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第三十四条の九第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第三十四条の十二第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

2 (略)

第二款 金融先物市場を開設する株式会社の特例

(新設)

(定款)

第三十四条の十九 (略)

(議決権の保有制限)

第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘

事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株式会社、証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所（同法第二十条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ。）又は同法第百六条の二十四ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株式会社（同法第二十条第十八項に規定する証券取引所持株式会社をいう。以下この章において同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなった日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 前項本文に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなった者（以下この項において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対象議決権については、その超えることとなった日から一年を超えて、これを保有してはならない。

（新設）

4| 第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員

の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5| 次の各号に掲げる場合における第一項から第三項までの規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一・二 (略)

6| 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十四条の二十の二 株式会社金融先物取引所の株主は、当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）を、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

3| 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一・二 (略)

4| 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

い。  
2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する立入検査等)

第三十四条の二十の三 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、対象議決権保有届出書の提出者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その者の書類その他の物件の検査(対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認可基準)

第三十四条の二十四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該

(新設)

(認可基準)

第三十四条の二十四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該

当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第五条第二項第二号イからニまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(裁判所の調査依頼)

第三十四条の二十七 (略)

第二目 主要株主

(認可等)

第三十四条の二十八 株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。)以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引所又は証券取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合そ

当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第十九条第五号イからリまで又は商法第二百五十条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(裁判所の調査依頼)

第三十四条の二十七 (略)

(新設)

(新設)

他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

5 特定保有者は、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（認可基準）

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

（新設）



一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。

二 認可申請者又はその役員のうち第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

(立入検査等)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社金融先物取引所の主要株主(第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し、当該株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該株式会社

(新設)

金融先物取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の三十一 内閣総理大臣は、株式会社金融先物取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社について準用する。

(認可の失効)

第三十四条の三十二 株式会社金融先物取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の二十八第

(新設)

(新設)

一項及び第四項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 金融先物取引所持株会社になつたとき。

2 前項（第三号を除く。）の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（対象議決権に係る規定の準用）

第三十四条の三十三、第三十四条の二十五項の規定は、第三十四条の二十八、第三十四条の二十九第一項、第三十四条の三十一第二項及び第三項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三目 金融先物取引所持株会社

（認可等）

第三十四条の三十四 株式会社金融先物取引所を子会社（第三十四条の二十四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。）としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2 前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所を子会社とするることとなるときには、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社金融先物取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第三十四条の二十八第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十四条の三十四第二項」と、同条第五項中「株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

（認可の申請）

第三十四条の三十五 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

（新設）

三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第四条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

〔認可審査基準〕

第三十四条の三十六 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社金融先物取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社金融先物取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者とその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社金融先物取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

（新設）

- 二 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。
- 三 認可申請者の役員のうち第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。
- 四 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第三十四条の三十七 何人も、金融先物取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該金融先物取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 前項本文に規定する場合に、金融先物取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この項において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(新設)

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十四条の三十八 金融先物取引所持株式会社の株主は、当該金融先物取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引所持株式会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。））、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

(対象議決権保有届出書の提出者に対する立入検査等)

第三十四条の三十九 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、対象議決権保有届出書の提出者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

(新設)

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(主要株主に係る認可等)

第三十四条の四十 金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値以上の

数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項に規定する場合に、金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者となつた日から三月以内に、金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第三十四条の二十八第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十四条の四十第二項」と読み替えるものとする。

(新設)



(主要株主に係る認可基準)

第三十四条の四十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当している場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。

二 認可申請者又はその役員のうち第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

(主要株主に対する立入検査等)

第三十四条の四十二 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引所持株会社の主

(新設)

(新設)

要株主(第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し、当該金融先物取引所持株式会社若しくはその子会社である株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該金融先物取引所持株式会社又はその子会社である株式会社金融先物取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(主要株主に対する監督上の処分)

第三十四条の四十三 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株式会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該金融先物取引所持株式会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値未満の数の対象議決

(新設)

権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、金融先物取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第三十四条の四十四 金融先物取引所持株式会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の四十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(業務の範囲)

第三十四条の四十五 金融先物取引所持株式会社は、子会社である株式会社金融先物取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 金融先物取引所持株式会社は、その業務を営むに当たっては、子会社である株式会社金融先物取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(子会社の範囲)

(新設)

(新設)

第三十四条の四十六 金融先物取引所持株会社は、金融先物市場の開  
設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としては  
ならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金融先物  
市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる  
。

(新設)

(認可の取消し)

第三十四条の四十七 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社がそ  
の認可を受けた当時第三十四条の三十六第二項各号のいずれかに該  
当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができ  
る。

(新設)

(立入検査等)

第三十四条の四十八 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため  
必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引所持株会社若し  
くはその子会社に対し、当該金融先物取引所持株会社の業務若しく  
は財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、  
当該金融先物取引所持株会社若しくは当該子会社の営業所若しくは  
事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類  
その他の物件の検査(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所  
持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若し  
くは関係者に質問させることができる。

(新設)

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定に

よる立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の四十九 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社が法令に違反したとき、又は金融先物取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該金融先物取引所持株会社に対し、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融先物取引所持株会社に対し当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された金融先物取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第三十四条の二十八第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

(新設)

(認可の失効)

第三十四条の五十 金融先物取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

二 解散したとき。

三 設立、合併(当該合併により設立される会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割により設立された会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社金融先物取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(対象議決権に係る規定の準用)

第三十四条の五十一 第三十四条の二十五項の規定は、第三十四条の三十七、第三十四条の三十八、第三十四条の四十第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第三十四条の二十八第五項、第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十三第二項及び第三項、第三十四条の四十四第一項並びに第三十四条の四十九第四項の規定を適用する場合について準用する。

(新設)

(新設)

(監督上の処分等に係る規定の準用)

第三十四条の五十二 第三十四条の四十五第二項及び第三十四条の四十九第一項の規定は、株式会社金融先物取引所を子会社とする金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社並びに金融先物取引所持株会社を子会社とする金融先物取引所について準用する。

### 第三節 取引所金融先物取引等

(運営目的)

第三十四条の五十三 (略)

(会員金融先物取引所の取引参加者)

第三十五条の二 会員金融先物取引所は、定款の定めるところにより、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に、当該会員金融先物取引所の開設する金融先物市場における取引所金融先物取引を行うための取引資格を与えることができる。この場合において、会員金融先物取引所は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 会員金融先物取引所は、第十九条各号(第一号を除く。)のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 第二十三条及び第二十四条の規定は、第一項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第二十三

(新設)

### 第三節 取引所金融先物取引等

(運営目的)

第三十四条の二十八 (略)

(新設)

条中「金融先物会員制法人」とあるのは「会員金融先物取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第二十四条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(株式会社金融先物取引所の取引参加者)

第三十五条の三 (略)

2 株式会社金融先物取引所は、法人でない者又は第十九条各号(第一号を除く。)のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 株式会社金融先物取引所は、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に取引資格を与えようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 (略)

(信認金)

第三十五条の四 (略)

(取引資格の喪失等に伴う取引の結了)

第三十五条の五 (略)

(債務不履行による損害賠償)

(株式会社金融先物取引所の取引参加者)

第三十五条の二 (略)

2 株式会社金融先物取引所は、第十九条各号のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

(新設)

3 (略)

(信認金)

第三十五条の三 (略)

(取引資格の喪失等に伴う取引の結了)

第三十五条の四 (略)

(債務不履行による損害賠償)



第四十一条 (略)

2 第三十五条の四第三項の規定による取引所金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信認金についての会員等、金融先物取引所又は金融先物清算機関の権利に対して優先する。

(取引所金融先物取引の停止の場合の残務の結了)

第四十六条 第三十五条の五の規定は、会員等の取引所金融先物取引がこの法律又は金融先物取引所の定款の定めるところにより停止された場合について準用する。

(立入検査等)

第五十二条 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引所、その子会社(第九条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)若しくはその会員等に対し、金融先物取引所若しくは会員等の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所若しくはその子会社の営業所若しくは事務所若しくはその会員等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは会員等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関

第四十一条 (略)

2 第三十五条の三第三項の規定による取引所金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信認金についての会員等、金融先物取引所又は金融先物清算機関の権利に対して優先する。

(取引所金融先物取引の停止の場合の残務の結了)

第四十六条 第三十五条の四の規定は、会員等の取引所金融先物取引がこの法律又は金融先物取引所の定款の定めるところにより停止された場合について準用する。

(立入検査等)

第五十二条 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引所若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所の営業所若しくは事務所若しくはその会員等の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(削る)

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十三条 内閣総理大臣は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この条及び次条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下この号において「定款等」という。)に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、当該会員等に対しこの法律等、当該定款等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律等若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 第三条の免許を取り消

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十三条 内閣総理大臣は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この条及び次条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下この号において「定款等」という。)に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、当該会員等に対しこの法律等、当該定款等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該金融先物取引所がこの法律等若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 第

し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更を命じ、その役員<sup>の</sup>解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二・三 (略)

2 (略)

(会員等及び会員等の役員等に対する監督上の処分)

第五十四条 (略)

2 内閣総理大臣は、会員等の役員(外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者。以下この項において同じ。)がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員等に対し当該役員<sup>の</sup>解任を命ずることができる。

第三章 外国金融先物取引所

第一節 総則

(認可)

第五十五条の二 海外金融先物市場を開設する者は、第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と国内にある者の使用に係る入出力装置(以下「外国金融先物取引所入出力装置」という。)とを接続することにより、当該国内にある者に外国金融先物取引所入出力装置を使用して海外金融

三条の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更を命じ、その役員<sup>の</sup>解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二・三 (略)

2 (略)

(会員等及び会員等の役員等に対する監督上の処分)

第五十四条 (略)

2 内閣総理大臣は、会員等の役員がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員等に対し当該役員<sup>の</sup>解任を命ずることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

先物市場における金融先物取引と類似の取引を行わせることができる。

2 海外金融先物市場を開設する者は、第十九条各号のいずれかに該当する者に対し、前項の規定による取引を行わせてはならない。

(認可の条件)

第五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所
- 三 国内に事務所があるときは、その所在の場所
- 四 役員の役職名及び氏名
- 五 国内における代表者の氏名及び国内の住所
- 六 外国金融先物取引所参加者（外国金融先物取引所入出力装置を使用した海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）

(新設)

(新設)

に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場の種類及び名称

七 外国金融先物取引所参加者の商号又は名称

八 その他内閣府令で定める事項

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

（認可審査基準）

第五十五条の五 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第三条の免許と同種の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分（以下この号、第五十五条の十一及び第五十五条の十二において「この法律等」という。）又は業務規則に違反した外国金融先物取引所参加者に対しこの法律等又は業務規則を遵守

（新設）

させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融先物取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するために十分であること。

四 外国市場取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び外国金融先物取引所参加者の数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして国内にある者に外国市場取引を行わせることが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。

二 認可申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

三 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国の外国金融先物規制当局（この法律に相当する外国の法令を執行する当局をいう。）から、この法律を執行するために行う行政上の調査に関し、内閣総理大臣による協力の要請があつた場合において、当該要

請に応ずる旨の保証（これに準ずると認められるものを含む。）  
がされないとき。

五 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の  
記載があるとき。

（業務報告書の提出）

第五十五条の六 外国金融先物取引所は、内閣府令で定めるところに  
より、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関  
する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣  
総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

（認可の取消し）

第五十五条の七 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が第五十五条  
の二第一項の認可を受けた当時第五十五条の五第二項各号のいづれ  
かに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すこと  
ができる。

（変更等の届出）

第五十五条の八 外国金融先物取引所は、第五十五条の四第一項各号  
に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の  
内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可の失効)

第五十五条の九 外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条の二第一項の認可は、効力を失う。

- 一 外国市場取引を行う外国金融先物取引所参加者がなくなつたとき。
- 二 外国市場取引が行われる海外金融先物市場の全部を閉鎖したとき。
- 三 解散したとき。
- 2 前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(立入検査等)

第五十五条の十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国金融先物取引所若しくはその外国金融先物取引所参加者に対し、その外国市場取引に係る業務に關して、報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、外国金融先物取引所の事務所その他の施設若しくはその外国金融先物取引所参加者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その外国市場取引に

(新設)

(新設)



係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(外国金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十五条の十一 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該外国金融先物取引所の第五十五条の二第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更を命ずることができる。

一 第五十五条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 第五十五条の五第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 この法律等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国金融先物取引所参加者がこの法律等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対しこの法律等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国金融先物取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国金融先物取引所の行為又はその開設する海外金融先物市場

(新設)

における外国市場取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。

2 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。）がこの法律等に違反したときは、当該外国金融先物取引所に対し当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

（外国金融先物取引所参加者に対する監督上の処分）

第五十五条の十二 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所参加者がこの法律等に違反したときは、外国金融先物取引所に対し当該外国金融先物取引所参加者の取引資格を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該外国金融先物取引所参加者の外国市場取引を停止することを命ずることができる。

#### 第四章 金融先物取引業

（許可）

第五十六条 金融先物取引業は、内閣総理大臣の許可を受けた法人（外国法人については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（新設）

#### 第三章 金融先物取引業

（許可）

第五十六条 金融先物取引業は、内閣総理大臣の許可を受けた法人（外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

(立入検査等)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(外国法人に対する特例等)

第八十四条 金融先物取引業者が外国法人である場合において、当該法人に対する第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(立入検査等)

第九十条 (略)

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第五章 金融先物清算機関

(業務の制限)

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物取引業者

(立入検査等)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(外国法人に対する特例等)

第八十四条 金融先物取引業者が外国の法令に準拠して設立された法人である場合において、当該法人に対する第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(立入検査等)

第九十条 (略)

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第四章 金融先物清算機関

(業務の制限)

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物業者以外

以外の者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

2・3 (略)

(立入検査等)

第九十条の十七 (略)

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第六章 雑則

(財務大臣への協議)

第九十一条の三の二 内閣総理大臣は、金融先物取引所、外国金融先物取引所又は金融先物清算機関に対し、次に掲げる処分をすることが取引所金融先物取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、取引所金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第五十五条の七又は第五十五条の十一第一項の規定による第十五条の二第一項の認可の取消し

四 第五十五条の十一第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

五・六 (略)

の者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

2・3 (略)

(立入検査等)

第九十条の十七 (略)

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第五章 雑則

(財務大臣への協議)

第九十一条の三の二 内閣総理大臣は、金融先物取引所又は金融先物清算機関に対し、次に掲げる処分をすることが取引所金融先物取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、取引所金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

(財務大臣への通知)

第九十一条の三の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一・二 (略)

三 第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の規定による認可

四 第三十四条の三十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令

五 第三十四条の三十一第一項の規定による第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

六 第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の規定による認可

七 第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

八 第三十四条の四十三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令

九 第三十四条の四十三第一項の規定による第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十 第三十四条の四十七の規定による第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十一 第三十四条の四十九第一項(第三十四条の五十二において準用する場合を含む。)の規定による命令

十二 第三十四条の四十九第一項の規定による第三十四条の三十四

(財務大臣への通知)

第九十一条の三の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十三〇十七 (略)

十八 第五十五条の二第二項の規定による認可

十九 第五十五条の七又は第五十五条の十一第一項の規定による第

五十五条の二第一項の認可の取消し

二十 第五十五条の十一第一項の規定による命令

二十一〇二十四 (略)

2 内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三十四条の三十二第二項(第三十四条の四十四第二項及び第三十四条の五十第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出

二・三 (略)

四 第五十五条の九第二項の規定による届出

3 (略)

(財務大臣への資料提出等)

第九十一条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加

十三〇十七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

八〇十一 (略)

2 内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(新設)

一・二 (略)

(新設)

3 (略)

(財務大臣への資料提出等)

第九十一条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引所、金融先物取引所の会員等、金融先物取引業者、金融先物取引業協会又は金融先物清算機関に対し、資

者、金融先物取引業者、金融先物取引業協会又は金融先物清算機関に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第九十二条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 第五十五条の十第一項の規定による権限（外国市場取引の公正の確保に係る外国金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

三〇五 (略)

三〇五 (略)

## 第七章 罰則

第九十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十四条の三十四第一項又は第三項の規定に違反した者

二 第三十四条の四十九第三項又は第八十一条第一項の規定に違反した者

料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第九十二条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

(新設)

二〇四 (略)

三〇五 (略)

## 第六章 罰則

第九十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八十一条第一項の規定に違反した者

(新設)

- 三| 第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十五条の十一、第五十五条の十二又は第七十九条の規定による命令に違反した者
- 四| 第五十五条の三第一項又は第五十七条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者
- 五| (略)

第九十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項、第二項若しくは第三項(第三十四条の三十五第一三項において準用する場合を含む。)、第三十四条の三十五第一項若しくは第二項、第五十五条の四第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しくは第二項又は第九十条の三第一項、第二項若しくは第三項の免許申請書、認可申請書、許可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

- 二 第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十一第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項又は第九十条の十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

- 三 第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十一第一項、第三

- 二| 第五十三条、第五十四条、第五十五条又は第七十九条の規定による命令に違反した者
- 三| 第五十七条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者
- 四| (略)

第九十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項、第二項若しくは第三項、第五十八条第一項若しくは第二項又は第九十条の三第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

- 二 第五十二条第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項又は第九十条の十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

- 三 第五十二条第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項若しく



第十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 (略)

五 第五十五条の六、第七十六条若しくは第九十条の十六第一項の規定による業務報告書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務報告書若しくは事業報告書を提出した者

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十四条の二十第一項若しくは第二項ただし書又は第三十四条の三十七第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者

三 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項、第三十四条の三十一第二項、第三十四条の四十第一項若しくは第三項又は第三十四条の四十三第二項の規定に違反した者

四 第三十四条の三十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四十三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、又は第三十四条の四十九第一項(第三十四条の五十二において準用する場合を含む。)の規定による命令に

は第九十条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 (略)

五 第七十六条若しくは第九十条の十六第一項の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十四条の二十の規定に違反した者

(新設)

(新設)

違反した者

五〇七 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十八第三項(第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。)又は第三十四条の三十七第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

三〇五 (略)

第九十八条 金融先物取引所の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。)若しくは職員又は外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所を有する場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。)若しくは職員が、その職務に関して、賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 (略)

三〇五 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(新設)

一〇三 (略)

第九十八条 金融先物取引所の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。)若しくは職員が、その職務に関して、賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 (略)

第百条 第九條の五、第八十八條の四又は第九十條の八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九條の二第一項、第三十四條の二十二第一項又は第三十四條の四十六の規定に違反した者

三 第三十五條の二第一項後段又は第三十五條の三第三項の規定に違反した者

四 第三十五條の四第四項の規定に違反した者

五 第三十四條の二十八第五項(第三十四條の三十四第四項及び第三十四條の四十第四項において準用する場合を含む)、第五十條の二第二項前段、第五十五條の八又は第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 十一 (略)

第百二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める

第百条 第九條の四、第八十八條の四又は第九十條の八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十四條の二十二第一項の規定に違反した者

三 第三十五條の三第五項の規定に違反した者

四 第五十一條の二第二項前段又は第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(新設)

五 十 (略)

第百二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める

罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 三 (略)

四 第九十五条第二号、第四号又は第七号 一億円以下の罰金刑

五 第九十四条の二(第二号及び第三号を除く。)、第九十五条第

一号、第三号、第五号若しくは第六号、第九十六条、第九十七条

又は前条 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第四百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 十 (略)

十一 第三十四条の二十二第二項、第四十八条の二第二項、第四十

九条第二項、第五十一条の二第二項後段、第五十五条の九第二項

又は第八十八条の二の規定に違反して、届出を怠つた者

十二 十七 (略)

第四百条の二 第九条の七第三項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第八章 犯則事件の調査等

罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 三 (略)

四 第九十五条第五号 一億円以下の罰金刑

五 第九十四条の二(第二号及び第三号を除く。)、第九十五条第

一号から第四号まで、第九十六条、第九十七条又は前条 各本条

の罰金刑

2・3 (略)

第四百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 十 (略)

十一 第三十四条の二十二第二項、第四十八条の二第二項、第四十

九条第二項、第五十一条の二第二項後段又は第八十八条の二の規

定に違反して、届出を怠つた者

十二 十七 (略)

第四百条の二 第九条の五第三項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第七章 犯則事件の調査等